

## 『クーリング・オフ』

最近では日常生活のいろいろな場面の契約の中で、クーリング・オフという言葉が使われます。このクーリング・オフ制度は、一定の期間内であれば、消費者が事業者との間で行った契約を無条件で撤回解除できる消費者の権利です。これは、訪問販売や電話勧誘販売など業者主導の不意打ち的、攻撃的な販売方法に対し、消費者が安易に契約しがちなことから、書面により正確な情報を提供したあと、消費者に冷静に考え直す一定の期間を与えようとするものです。

この権利は、①消費者である場合で、②原則として政令で指定された商品、役務、権利に関するものであり、③法律の定める書面交付のあった日から一定の期間内であれば行使できます。（書面の交付がなく、また不十分な書面の交付しかない場合は、その期間を越えても行使が可能です）。

クーリング・オフは、契約書面受領の日から次の期間内であれば、行使が認められます。

・訪問販売	8日間
・電話勧誘販売	8日間
・連鎖販売取引（マルチ商法的なもの）	20日間
・断続的役務提携契約（エステ、外国語会話等）	8日間
・業務提携誘引販売取引（内職、モニター商法）	20日間
・クレジット契約	8日間
・宅地建物取引（業者の不動産販売）	8日間
・海外商品先物取引（契約日から）	14日間
・商品預託取引（ゴルフ会員権等）	14日間
・投資顧問契約	10日間
・ゴルフ会員権契約（販売契約）	8日間
・不動産共同投資契約	8日間
・生命保険、損害保険契約	8日間
・冠婚葬祭互助契約	8日間

以上は、法律に定められているものです。

なお以上の契約の中には、営業所等以外の場所における契約を条件としているものもあります。また、法律にクーリング・オフの定めがなくとも、契約書面上クーリング・オフの定めがあるケースも多く、この場合は法律の定める条件より緩やかな条件でクーリング・オフの行使が認められます。クーリング・オフ制度は、消費者が簡単に行使できる有効な制度ですので、これを理解しておくことは必要です。